

介護保険料の決め方と納め方

介護保険料のお知らせ

◆ 65 歳以上の皆さんに介護保険料の納入通知書兼特別徴収額通知書等を 7 月中旬に発送します。

今回の通知書は、住民税額の確定にともない、平成 29 年度の介護保険料を決定したもので、各納期の保険料については、既に到来した納期（4 月・6 月）と今後に到来する納期（8 月以降）の保険料の合計額が、年間保険料額になるように調整しています。

◆ 保険料の納め方

- 特別徴収（年金からの天引き）…… 65 歳以上で、年金（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金）を年額 18 万円（月額 15,000 円）以上受給されている方が対象

※ 8 月の徴収額が変更となっている方がいます。

介護保険料の特別徴収は、4 月・6 月・8 月に「仮徴収」、10 月・12 月・翌年 2 月に「本徴収」として納めていただいておりますが、収入の変動などで仮徴収と本徴収の差が著しい場合には、10 月以降の保険料が均等になるよう 8 月の徴収額を変更しています。（特別徴収額の平準化）

- 普通徴収（納付書、口座振替による納付）…… 年度の途中で 65 歳になられた方や転入された方、年金が年額 18 万円（月額 15,000 円）未満の方などが対象

納付書による納付の方は、各納期までに取扱金融機関またはコンビニ等で納めてください。

※ 口座振替がおすすめです。（納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がありません）

月	8 月・9 月	10 月・11 月	12 月・1 月	2 月・3 月
期	3 期	4 期	5 期	6 期
普通徴収	8 月 31 日（木）	10 月 31 日（火）	12 月 25 日（月）	2 月 28 日（水）
特別徴収	8 月年金より天引き	10 月年金より天引き	12 月年金より天引き	2 月年金より天引き

■ 問い合わせ 介護保険課 介護保険担当 ☎ 23-4313



40 歳以上の対象年齢の方は

肝炎ウイルス検診を受診しましょう

対象年齢の方で、過去に一度も肝炎ウイルス検診を受診されたことがない方を対象に、検診の自己負担金免除による肝炎ウイルス検診を市の総合健診会場で実施します。

● 肝炎ウイルス（血液）検診

肝臓の病気である肝炎は、ウイルスによるものがあります。肝炎になると肝臓の細胞が壊れ、動きを悪くします。下表の対象者には、「受診勧奨の通知」を 7 月上旬頃に郵送します。

※ なお、通知が届いた方で過去に肝炎ウイルス検診を受診（市の総合健診・勤め先の人間ドック・出産時など）されたことがある場合は、受診する必要はありません。

■ 実施日・場所

今月号 5 ページ「各地区総合健診日程表」参照

■ 持ち物

受診勧奨通知・保険証

■ 問い合わせ

保健課 健康増進担当
保健指導担当

☎ 23-4310

肝炎ウイルス無料検診対象者

年齢	生年月日
41 歳	昭和 51（1976）年 4 月 2 日～昭和 52（1977）年 4 月 1 日
46 歳	昭和 46（1971）年 4 月 2 日～昭和 47（1972）年 4 月 1 日
51 歳	昭和 41（1966）年 4 月 2 日～昭和 42（1967）年 4 月 1 日
56 歳	昭和 36（1961）年 4 月 2 日～昭和 37（1962）年 4 月 1 日
61 歳	昭和 31（1956）年 4 月 2 日～昭和 32（1957）年 4 月 1 日
66 歳	昭和 26（1951）年 4 月 2 日～昭和 27（1952）年 4 月 1 日

※ 過去に一度も肝炎ウイルス検診を受診されたことがない方が対象になります。

※ 年齢は平成 30 年 3 月 31 日現在です。

